

令和5年 第5回定例教育委員会

令和5年5月22日（月）
午後1時30分から
宮代町役場202会議室

1 開会の宣言

教育長

2 あいさつ

3 概要報告

4 事務局報告

(1) 学校教育関係

- ア 6月の行事予定について P 1
- イ 6月の事業予定について P 2

(2) 生涯学習関係

- ア 6月の事業予定について P 3

5 審議案件

- 議案第20号 教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価委員の委
嘱について P 4
- 議案第21号 宮代町学校給食運営審議会委員の委嘱について P 7
- 議案第22号 宮代町学校給食研究委員会委員の委嘱について P10
- 議案第23号 宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令につ
いて P13

6 その他

7 次回教育委員会について

8 閉会宣言

教育長

(1)学校教育関係

ア 6月の行事予定について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前
 小学校4校：小 中学校3校：中

日付	小学校	中学校
1日(木)	個人面談(～2日)(百) 田んぼの学校(田植え体験)(5年) (百・笠) リコーダー講習会(3年)(須) 校内競書会(東) 心肺蘇生法研修(笠)	教育実習(5/29～16日)(前)
2日(金)	田んぼの学校(田植え体験)(5年) (須) 社会科見学(6年)(笠)	修学旅行保護者説明会(須)
3日(土)		
4日(日)		
5日(月)	心肺蘇生法研修(須) 校内競書会(須) 校内競書会(～6日)(百) プール開き(東) 教育実習開始(～16日)(東)	
6日(火)	校内硬筆展(～9日)(須) 校内硬筆展(～10日)(東) プール開き(笠) 校内硬筆競書会(笠)	
7日(水)	歯みがき指導(4年)(須) 心肺蘇生法講習会(百) 田んぼの学校(田植え体験)(5年) (東)	校内硬筆展(前) 生徒総会(須)
8日(木)	プール開き(須) スクールガード連絡会議(東) 不審者対応避難訓練(笠) 校内硬筆展(～9日)(笠)	学校総合体育大会4地区大会(水泳) (中)
9日(金)	全校遠足(須) 教科書展示会(～22日)	プール開き(前)
10日(土)	土曜授業・学校運営協議会(東) リコーダー講習会(3年)(東) 林間学校説明会(5年)(東)	修学旅行(～12日)(百)
11日(日)		
12日(月)		
13日(火)	プール開き(百) 校内硬筆展公開(～16日)(百)	修学旅行(～15日)(前)
14日(水)	林間学校(～15日)(須)	通信陸上大会県大会(～15日)(中)

	自転車運転免許試験（４年）（東） 個別懇談（～１９日・２１日）（東） 自然教室（５年）（～１６日）（笠）	
15日（木）		
16日（金）		第１回東部学力テスト（中）
17日（土）	町内硬筆展（小）	町内硬筆展（中）
18日（日）		
19日（月）	第１回学校応援団連絡会（須）	学校運営協議会（前）
20日（火）	学校運営協議会（百） 民生委員・児童委員連絡協議会（東）	生徒総会（前）
21日（水）	ふれあいデー（須・百・東・笠） 宮代特支との交流会（４年）（百）	ふれあいデー（須・百・前）
22日（木）		期末テスト（～２３日）（須）（百）
23日（金）	林間学校説明会（５年）（百） 表札訪問（２６日、２８日、２９日）（東） 校外学習（４年）（笠）	薬物乱用防止教室（須） 非行防止教室（百）
24日（土）	県硬筆展（～２５日）（小）	県硬筆展（～２５日）（中）
25日（日）		
26日（月）	民生委員・児童委員連絡協議会（須） 学力向上週間（～２６日）（東） 社会科見学（６年）（東）	学校総合陸上大会（中）
27日（火）	不審者対応避難訓練（須）	
28日（水）		
29日（木）		期末テスト（～３０日）（前） 歯科講演会（１年）（百）
30日（金）	学習参観・懇談会（須・百・東・笠）	修学旅行（～7/2）（須）

イ 6月の事業予定について（教育委員会主催事業）

日付	内 容	場 所
8日（木）	第１回就学支援委員会	役場 202 会議室
9日（金）	支援担当訪問	百間小
13日（火）	第１回いじめ不登校対策連絡会議	役場 202 会議室
15日（木）	小中一貫教育推進委員会	役場 202 会議室
16日（金）	第１回子ども環境会議	役場 202 会議室
20日（火）	ICT研修会	オンライン
20日（火）	支援担当訪問	須賀中
21日（水）	体力向上推進委員会	役場 202 会議室
22日（木）	英語活動・英語教育推進委員会	役場 204 会議室
23日（金）	支援担当訪問	笠原小

(2) 生涯学習関係

ア 6月の事業予定について（教育委員会主催事業）

日 時	内 容	場 所
17日（土） 14:00～16:00	大人のスポーツフィールド ■仕事や家庭等で運動から縁が遠くなってしまった方々などを対象に、月に一度、汗を流す運動の場です。 ●内容：さいかつぼーる ●対象：町内在住・在勤・在学の18歳以上	ぐるる宮代 サブアリーナ

議案第20号

教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価委員の委嘱について

別紙の者を宮代町教育委員会の事務に関する点検評価に係る委員に委嘱することについて議決を求める。

令和5年5月22日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価実施要領第3条第1項の規定により評価委員に委嘱したいので、この案を提出するものである。

なお、委嘱期間は令和5年6月1日から点検評価を終えるまでの間とする。

別紙

教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価委員

任期 令和5年6月1日～点検評価終了まで

	氏 名	選 出 分 野
1	小島 隆子	元小学校長
2	仙波 博嵩	宮代町PTA連絡協議会 (前原中学校PTA会長)
3	石田 俊幸	宮代町体育協会

【資料】教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価実施要領

平成25年3月14日 教委訓令第3号

(趣旨)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき宮代町教育委員会が行う教育委員会の事務に関する点検評価（以下「点検評価」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(第三者評価)

第2条 点検評価の実施に際しては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するとともに、客観性を確保するため、第三者による評価を行うものとする。

(評価委員)

第3条 前条に定める評価を行うための委員（以下「評価委員」という。）は、教育に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 評価委員の定数は3名以内とする。

(所掌事項)

第4条 評価委員は、点検評価について公正・中立の立場から検証し、意見を提出するものとする。

(任期)

第5条 評価委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から、所掌事項が終える日までとする。

(会議等)

第6条 評価委員の会議は、教育委員会が招集する。

(謝金)

第7条 評価委員には、謝金を進呈する。

(関係資料の提供)

第8条 教育委員会事務局は、評価委員の評価に資するため、評価対象の事務事業に関し、客観的資料を提供しなければならない。

議案第21号

宮代町学校給食運営審議会の委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町学校給食運営審議会の委員に委嘱することについて議決を求める。

令和5年5月22日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町学校給食運営審議会の委員に委嘱したいので、宮代町学校給食運営審議会条例第3条及び第4条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は令和6年3月31日までとする。

宮代町学校給食運営審議会名簿

任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日

*の方は令和5年4月1日～令和6年3月31日

	氏名	所属	備考
1	鈴木 仁志	学校医代表	町医師会長
2	佐々木 温子	学校歯科医代表	
3	井浦 剛	薬剤師代表	
4	吉田 理恵	保健所職員	担当課長
5	吉田 シゲ子	識見を有する者	食生活改善推進員協議会
6	金野 泰久*	須賀小学校長	
7	塚越 健一	百間小学校長	
8	高野 桂子	東小学校長	
9	山口 隆夫	笠原小学校長	
10	谷 義明	須賀中学校長	
11	栗原 利夫*	百間中学校長	
12	長井 勝利	前原中学校長	
13	栗原 志保*	保護者代表	笠原小学校PTA
14	金子 由佳*	保護者代表	百間中学校PTA
15	高橋 美里	公募委員	

事務局 小川 雅也 (教育推進課副課長兼給食センター所長)

嘉茂 達哉 (教育推進課指導主事)

須原 大輔 (教育推進課主事)

佐藤 悠子 (百間小学校 栄養教諭)

大海 康輔 (百間中学校 栄養教諭)

(設置)

第1条 学校給食の適正な運営を図るとともに、児童・生徒の心身の健全な発達に寄与するため、宮代町学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 学校給食の計画に関する事項 (2) 学校給食費に関する事項
(3) 給食内容に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食に関する重要事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校医代表 (2) 学校歯科医代表 (3) 学校薬剤師代表 (4) 保健所職員
(5) 識見を有する者 (6) 公募による町民 (7) 学校長 (8) 保護者の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役職上によって委嘱された者が、その職を離れたときは、委員は解任されるものとする。
3 委員は、連続して6年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
5 会長及び副会長の任期は、当該委員の任期とする。

議案第22号

宮代町学校給食研究委員会の委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町学校給食研究委員会の委員に委嘱することについて議決を求める。

令和5年5月22日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町学校給食研究委員会の委員に委嘱したいので、宮代町学校給食研究委員会規則第3条及び第4条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は令和6年3月31日までとする。

宮代町学校給食研究委員会名簿

任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日
 *印の方は任期 令和5年4月1日～令和6年3月31日

	氏 名	所 属
1	栗原 利夫*	校長会の代表（百間中学校長）
2	工藤 将之*	教頭会の代表（須賀小学校教頭）
3	早乙女 理恵*	給食主任（須賀小学校養護教諭）
4	内藤 淑恵	給食主任（百間小学校教諭）
5	蓮見 長子	給食主任（東 小学校教諭）
6	松本 郁衣	給食主任（笠原小学校教諭）
7	飛田 麻笑*	給食主任（須賀中学校教諭）
8	岡田 麻友	給食主任（百間中学校教諭）
9	瀬田 好花*	給食主任（前原中学校教諭）
10	小澤 真希*	養護部会の代表（前原中学校養護教諭）
11	井浦 剛	学校薬剤師の代表
12	向井 綾子*	保護者の代表（百間小学校PTA）
13	畠山 江利子*	保護者の代表（前原中学校PTA）
14	佐藤 悠子	栄養士（百間小学校栄養教諭）
15	大海 康輔	栄養士（百間中学校栄養教諭）

事務局

小川 雅也	教育推進課副課長兼給食センター所長
嘉茂 達哉	教育推進課指導主事
高橋 道彰	教育推進課教育総務担当 主査
須原 大輔	教育推進課教育総務担当 主事

【資料】宮代町学校給食研究委員会規則（抜粋）

平成22年3月22日教委規則第2号

最終改正 平成22年9月30日教委規則第5号

（目的及び設置）

第1条 学校給食の質の向上を図るため、宮代町学校給食研究委員会（以下「研究委員会」という。）を設置する。

（調査研究事項）

第2条 研究委員会は、次に掲げる事項を調査研究する。

- （1） 学校給食の献立に関する事項
- （2） 学校給食の衛生、安全に関する事項
- （3） 学校給食の指導に関する事項
- （4） 学校給食の事務に関する事項
- （5） その他学校給食に関して必要な事項

（委員及び組織）

第3条 研究委員会は、委員22人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1） 給食主任（各学校）
- （2） 栄養士
- （3） 校長会の代表
- （4） 教頭会の代表
- （5） 保護者の代表
- （6） 養護部会の代表
- （7） 学校薬剤師の代表

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役職上によって委嘱された者が、その職を離れたときは、委員は解任されるものとする。
- 3 委員は、再任することができる。

（研究委員会の役員）

第5条 研究委員会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は研究委員会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

議案第23号

宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について

別紙のとおり宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正することについて議決を求める。

令和5年5月22日

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

育児・介護休業法の改正に伴い、宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正するものである。

宮代町教育委員会訓令第 号

宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年 月 日

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令

宮代町立小・中学校職員服務規程（平成23年宮代町教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第1項中「始まる日の1月前」の次に「（当該請求に係る子の出生の日から起算して57日までの期間内に育児休業をしようとする場合にあっては、2週間前）」を、「満了する日の1月前」の次に「（当該請求に係る子の出生の日から起算して57日までの期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）の期間を延長しようとする場合にあっては、2週間前）」を加え、同条第4項を削り、同条第5項中「再度の」を削り、「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

様式第6号の2を次のように改める。

表

育児休業承認請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

校 名 宮代町立 学校
 職 名 _____
 氏 名 _____

次のとおり育児休業の承認を請求します。
 育児休業の期間の延長

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生年月日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子若しくは2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入すること。） _____ _____	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		

- (注) 1 この請求書（職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）第3条第6号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。
- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子若しくは2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当してする育児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 条例第3条第6号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属所名、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子、1歳6か月までの子又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の3第2号若しくは第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、（1）請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合にあつてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、（2）請求に係る子が養子の場合にあつては養子縁組の効力が生じた日、（3）請求に係る子が特別養子縁組に係る監護期間中の者、養子縁組里親として委託を受け養育する者又は条例第2条の2に規定する者である場合にあつては当該監護期間が開始した日又は委託を受けた日、（4）請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあつてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する口にはレ印を記入すること

様式第6号の5を次のように改める。

様式第6号の5（第16条の2関係）

<h3 style="margin: 0;">育児短時間勤務計画書</h3>			
令和 年 月 日			
埼玉県教育委員会 様			
校名 <u>宮代町立</u> 学校			
職名 _____			
氏名 _____			
職員の育児休業等に関する条例第11条第5号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。			
なお、次の記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。			
1 請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請求期間	年 月 日から	年 月 日まで	
再度の請求予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
3 備 考			
(注) 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後、遅滞なく）提出すること。 2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。 3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。 4 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。			

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

宮代町立小・中学校職員服務規程 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(育児休業等)</p> <p>第16条の2 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第2項の規定により育児休業の承認を受けようとするときは原則として育児休業をしようとする期間の始まる日の1月前（<u>当該請求に係る子の出生の日から起算して57日までの期間内に育児休業をしようとする場合にあつては、2週間前</u>）までに、育児休業法第3条第1項の規定により育児休業の期間の延長の承認を受けようとするときは原則として現に承認を受けている育児休業の期間の満了する日の1月前（<u>当該請求に係る子の出生の日から起算して57日までの期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）の期間を延長しようとする場合にあつては、2週間前</u>）までに、様式第6号の2による育児休業承認請求書をもって教育委員会に請求しなければならない。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p><u>4</u> 職員は、育児休業条例第11条第5号の規定により再度の育児短時間勤務をしようとするときは、あらかじめ様式第6号の5による<u>育児短時間勤務計画書</u>を育</p>	<p>(育児休業等)</p> <p>第16条の2 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第2項の規定により育児休業の承認を受けようとするときは原則として育児休業をしようとする期間の始まる日の1月前_____</p> <p>_____</p> <p>_____までに、育児休業法第3条第1項の規定により育児休業の期間の延長の承認を受けようとするときは原則として現に承認を受けている育児休業の期間の満了する日の1月前_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>までに、様式第6号の2による育児休業承認請求書をもって教育委員会に請求しなければならない。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>4 <u>職員は、育児休業条例第3条第4号の規定により再度の育児休業をしようとするときは、あらかじめ様式第6号の5による育児休業等計画書を育児休業承認請求書とともに教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>5</u> 職員は、育児休業条例第11条第5号の規定により再度の育児短時間勤務をしようとするときは、あらかじめ様式第6号の5による<u>育児休業等計画書</u>_____を育</p>

改 正 案	現 行
<p>児短時間勤務承認請求書とともに教育委員会に提出しなければならない。</p> <p><u>5</u> (略)</p>	<p>児短時間勤務承認請求書とともに教育委員会に提出しなければならない。</p> <p><u>6</u> (略)</p>